

監査報告書

令和6年8月21日

社会福祉法人 佛子園
理事長 雄谷 良成 殿

監事 寺尾 明泰
監事 木村 弘



私たち監事は、令和5年4月1日～令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、社会福祉法第40条及び社会福祉法人 佛子園 定款第21条に基づき、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審査会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

公認会計士本田百合子、公認会計士宮嶋芳崇、公認会計士小沢朋人の監査

方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当法人は令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災し、基本財産並びに固定資産の損壊等により決算関連業務を定款第12条に定める期日に開催することが困難であったため、令和6年2月5日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課による事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて」に基づき、監事監査を8月21日に実施した。

今後、法人の内部監査体制の整備及び監査役との連携を深めていくよう期待する。

以上